

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号）及び本件物品調達に係る入札公告に基づき、宮崎県企業局が発注する物品調達に関し、本件入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものとする。

1 公告日 令和8年8月7日

2 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 軽自動車 1台
- (2) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (3) 納入場所 宮崎市旭1丁目2番2号 宮崎県企業局地下駐車場

3 契約に係る特約事項

- (1) 県は、契約日から納入期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更

正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (4) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (5) 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

5 購入物品の仕様等
仕様書のとおり。

6 入札者に求められる事項

- (1) この競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書、物品納入証明書及び納入物品の内容が確認できるカタログ等（写し可）を提出しなければならない
- (2) 提出場所
宮崎県企業局総務課総務・管財担当
〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
電話番号 0985-26-9752
- (3) 提出期限
令和8年8月20日 午後5時まで
なお、郵送は、書留郵便に限る。提出期間内必着。

7 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認結果は、令和8年8月24日までに申出者に通知する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和8年8月28日 午後1時30分
- (2) 入札の場所 宮崎県企業局庁舎4階会議室 宮崎市旭1丁目2番2号

9 入札方法

- (1) 入札者は、所定の入札書を8に示した日時及び場所に封筒に入れ、封印の上、提出すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。
なお、入札書の表記金額を訂正することはできない。
- (4) 入札金額は、自動車税、重量税、自賠責保険、リサイクル料金、預り法定費用（検査登録、車庫証明、手続代行手数料）を除いた金額（ただし、納車費用は含むこと。）を記載すること。これらを除いた金額については、別途支払を行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、保険会社との間に宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 自治令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の金額を、落札決定の日から起算して7日以内（土日、祝日を含む。）に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 過去2箇年度の間に、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これら全てを誠実に履行している実績がある場合

11 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 虚偽の申請を行った者のした入札

12 再度入札

(1) 開札した場合において、落札者とすべき入札がなかったときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。

13 落札者の決定方法

(1) 企業局会計規程第111条の規定に基づき作成された予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

14 入札結果の公表

入札結果は、企業局物品調達等に係る一般競争入札実施要領に基づき公表する。

15 契約条項を示す場所及び問合せ先

宮崎県企業局総務課総務・管財担当

〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

電話番号 0985-26-9752

16 入札に関する質問

(1) 方法

入札者は、入札に関する質問がある場合は、令和8年8月20日 午後5時までに、15に示した場所に質問書を提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札の日時までに15に示した場所において閲覧に供する。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関してはホームページ等で公表する。

17 その他

入札者は、入札後、入札公告等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。